

合併に係る事前開示書類

会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約
別添のとおり、2020年7月10日付で、合併契約書を締結しました。
2. 対価の相当性および割当ての相当性
当社は、吸収合併消滅会社である株式会社アックの発行済株式全部を所有しているため、合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いません。
3. 新株予約権の承継に関する相当性
吸収合併消滅会社である株式会社アックは、新株予約権を発行していません。
4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項
吸収合併消滅会社である株式会社アックの最終事業年度（2019年10月1日～2020年3月31日）に係る計算書類等は別添のとおりです。
5. 重要な後発事象に関する事項
当社において、最終事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。
6. 債務の遅行の見込みに関する事項
2020年3月31日現在、当社及び吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	5,446百万円	1,183百万円	4,263百万円
吸収合併消滅会社	288百万円	159千円	128百万円

いずれの会社についても、資産内容上短期支払能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

よって、本吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

原本に相違ないことを証明します。

2020年8月3日

株式会社テクノスジャパン
代表取締役 吉岡 隆



合併契約書

株式会社テクノスジャパン(以下、「甲」という。)と株式会社アック(以下、「乙」という。)とは、会社合併に関し次のとおり契約を締結する。

(合併の態様)

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という。)し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社テクノスジャパン

本店 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社アック

本店 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

(合併に際して交付する金銭等)

第2条 甲は、乙の全株式を保有しているため、乙の株主に対してその株主に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

(甲の資本金等)

第3条 合併により、甲の資本金、準備金は増加しない。

(合併効力発生日)

第4条 甲及び乙の合併効力発生日は2020年10月1日(木)とする。ただし、この日までに合併に關して必要な手続きが終了しないとき、その他やむを得ない事情等があるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

(会社財産の引継)

第5条 乙は合併効力発生日までにおける計算を明確にし、合併効力発生日において財産及び権利義務等的一切を甲に引き継ぐものとする。

(従業員の処遇)

第6条 甲は、合併効力発生日において、乙に在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数は乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ定める。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、合併効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、あらかじめ甲乙協議のうえこれを行うものとする。

(合併承認総会)

第8条 本合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から合併効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙は協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(費用負担)

第10条 合併実施にいたるまでの手続き等にかかる費用については、甲乙協議のうえその負担者を決定するものとする。

(合併契約の効力)

第11条 本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約書に規定外の事項)

第12条 本契約書に定めるもののほか、合併に關し必要な事項は本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、記名押印のうえ甲がその正本を保有する。

2020年7月10日

(甲) (本店) 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

(商号) 株式会社テクノスジャパン

(代表者) 代表取締役 吉岡 隆



(乙) (本店) 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

(商号) 株式会社アック

(代表者) 代表取締役 奥出 聡

